



Title	預貯金債権等に関する情報取得手続と消滅時効 (1)
Author(s)	伊禮, 誠汰
Citation	阪大法学. 2025, 74(6), p. 127-151
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/100793
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

預貯金債権等に関する情報取得手続と 消滅時効（1）

伊 禮 誠 汎

- I はじめに
- II 第三者からの情報取得手続の概要
 - 1 導入の必要性
 - 2 導入の許容性・実現可能性
 - 3 預貯金債権等に関する情報取得手続の特殊性
- III 預貯金債権等に関する情報取得手続と消滅時効の時効障害
 - 1 問題の所在
 - 2 債権法改正と時効障害制度
 - 3 時効障害制度と民事執行（以上、本号）
 - 4 預貯金債権等に関する情報取得手続と時効障害制度
 - 5 預貯金債権等に関する情報取得手続における時効障害の発生時期
 - 6 諸見解の評価
- IV おわりに

I はじめに

「民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年法律第2号）が、令和元年5月17日に公布され、令和2年4月1日（同法附則1条、令和元年政令第189号）に施行された。同法による民事執行法（以下「法」という。）改正の内容は多岐にわたるが、注目すべきは、債務者の財産にかかる情報を第三者から取得するための手続が導入された点である（法204条以下⁽¹⁾）。新たに導入された第三者からの情報取得手続は、かねてよりその必要性が主張されていた制度であり、本

論 説

制度が広く活用されることで、民事執行手続の実効性がより向上することが期待される。⁽⁴⁾

本稿の関心事は、この第三者からの情報取得手続と執行債権の消滅時効との関係をめぐる諸問題である。もっとも、令和元年の法改正に伴い、民法148条4号が「民事執行法第196条に規定する財産開示手続又は同法第204条に規定する第三者からの情報取得手続」と改められたことから、この点につき、既に立法による手当が施されたように思われる。しかし、殊に、その手続に特殊性がみられる預貯金債権等に関する情報取得手続（法207条）については、同手続が当然に時効障害事由に該当すると断じてよいかにつき、検討の余地がある。なぜなら、同手続は、密行性を確保するという要請から、手続に債務者が関与することもなければ、手続の開始・終了を了知することもないという特殊性を有するためである。⁽⁵⁾

そこで、本稿では、主に預貯金債権等に関する情報取得手続を検討の対象とし、同制度が利用された場合における執行債権の消滅時効の完成猶予及び更新の効果発生の有無やその時期について検討する。

II 第三者からの情報取得手続の概要

1 導入の必要性

債権者は、不動産執行や債権執行の申立てに際して、その対象財産を特定する必要がある（民事執行規則（以下「規則」という。）21条3号、133条2項）。このように、強制執行の対象となる財産の探索及び特定は、債権者の責任であると解されている。⁽⁶⁾しかし、債権者が債務者の財産にかかる情報を調査することには、限界がある。⁽⁷⁾したがって、債務名義の実効性を高めるため、債権者が債務者の財産にかかる情報を取得する手段を設ける必要がある。

このような要請に応え、平成15年の法改正（平成15年法律第134号）によって、債務者の財産の開示に関する手続（法196条以下）が既に導入されていた。⁽⁸⁾ところが、この財産開示手続は、数々の問題点を抱えており、その利用は低調だったようである。⁽⁹⁾

預貯金債権等に関する情報取得手続と消滅時効（1）

このような実情を踏まえて、令和元年の法改正においては、財産開示手続の抱える諸問題につき、一定の対応がなされている。しかし、財産開示手続には、法改正後もなお是正されていない問題が残されているほか、同制度を活用しても、債務者が所在不明となっているような場合の対応には限界がある。⁽¹⁰⁾したがって、財産開示手続の見直しがなされたとしても、第三者からの情報取得手続の必要性が失われることはない。

また、債務者の預金債権に関する情報の取得については、弁護士会照会（弁護士法23条の2）を通じた全店照会を行うことも考えられる。しかし、必ずしもすべての金融機関等が、全店照会に応じているわけではないようである。⁽¹¹⁾

さらに、預金債権に対する差押えの局面では、被差押債権の特定方法を工夫することで、情報取得制度の機能不全を打破する試みがみられる。しかし、最高裁は、いわゆる全店一括順位付け方式⁽¹²⁾及び預金額最大店舗方式⁽¹³⁾につき、債権の特定性を欠き不適法であると判示している。⁽¹⁴⁾これらの判例法理を前提とすると、包括的債権差押えは、債権者が特定の取扱店舗を指定した場合に、その範囲内で許容されるにすぎないこととなる。⁽¹⁵⁾そうだとすると、包括的債権差押えは、債務名義の実効性を確保するには不十分であると評価できる。また、そもそも、包括的債権差押えについては、これによることが制度のあるべき姿であるか、という点からも疑問を呈されている。⁽¹⁶⁾

以上の点に鑑みると、第三者からの情報取得手続を導入し、債務名義の実効性を高めることが目下の課題であったといえる。

2 導入の許容性・実現可能性

このように、第三者からの情報取得手続の導入の必要性が承認されたとしても、同制度を導入することの許容性や実現可能性も併せて検討されなければならない。実際、平成15年の法改正にかかる議論においても、第三者からの情報取得手続の導入が議論されたものの、以下の理由から、導入が見送られたという経緯がある。すなわち、第一に、情報提供機関が国や地方公共団体などの公的機関である場合、このような第三者が保有する情報を目的外に利用することは、個人情報保護の見地から問題があるとされた。⁽¹⁷⁾第二に、金融機関が情報提

論 説

供機関である場合を想定したところ、当時の金融機関は集約的なデータベースを備えていなかったため、金融機関の本店が全ての支店の預金口座の情報を提供することが、制度的に不可能であることが問題視された。この点に付隨して、必要性の観点から、預金債権の差押えにおいては、包括的債権差押えが認められていることも、金融機関に対する情報取得手続の導入を躊躇させる要因となつたようである。⁽²¹⁾

しかし、令和元年の法改正にかかる議論では、これらの平成15年改正時の懸念に関連して、以下のように論じられている。第一の点については、「債務者は、強制執行等による金銭債権の実現のために、その財産に関する情報が債務名義等を有する債権者に提供されることを受容する義務を負うので、原則的には、債務者に対する強制執行等に必要な限度で、債務者の財産に関する情報を債権者に提供することには合理性が認められる」との指摘がある。⁽²²⁾ 第二の点については、平成15年当時と異なり、現在の金融機関や公的機関は、債務者の財産に関する情報を一定程度包括的に回答することができるとされている。例えば、金融機関の多くは、預貯金にかかる情報について、CIF (Customer Information File) をベースとした全店取引照会が可能なシステムを構築している状況にあるようである。⁽²³⁾ また、包括的債権差押えが許容されていることが、第三者からの情報取得手続の導入を否定する論拠とはなりえないのは、前述の通りである。

したがって、第三者からの情報取得手続の導入は、許容性及び実現可能性の観点からも基礎づけることが可能である。

3 預貯金債権等に関する情報取得手続の特殊性

法制審議会民事執行法部会では、第三者からの情報取得手続を新たに導入することを前提としつつ、同手続につき、主に以下の3点を議論の対象としていた。すなわち、第三者の情報提供義務の理論的根拠、制度の対象となる第三者及び情報の内容、そして、手続面の規律の3点である。⁽²⁵⁾ 本稿の関心事との関係では、特に手続面の規律について、預貯金債権等に関する情報取得手続の特殊性という視点から概観しておく必要があろう。⁽²⁶⁾

預貯金債権等に関する情報取得手続と消滅時効（1）

1つ目の特殊性は、財産開示手続の前置を第三者からの情報取得手続の要件とするか否かという点に現れている。すなわち、第三者からの情報取得手続のうち、不動産に関する情報取得手続（法205条）及び給与債権に関する情報取得手続（法206条）については、財産開示手続の前置が要求されている（法205条2項、206条2項）。財産開示手続の前置は、第三者に対して情報提供義務を負わせるためには、先行する財産開示手続において債務者が債務者財産に関する情報について開示義務を負うと判断されたことが必要であるとの認識に基づいて⁽²⁷⁾いる。これに対し、預貯金債権等に関する情報取得手続には、財産開示手続の前置が要求されていない⁽²⁸⁾。預貯金のように流動性の高い資産に関する情報を取得する手続では、手続の実効性を高めるために、密行性を保つ必要があるためである⁽²⁹⁾⁽³⁰⁾。

2つ目の特殊性は、預貯金債権等に関する情報取得手続においては、債務者に事前の告知や不服申立ての機会を保障しないという点にみられる。すなわち、同手続では、情報提供命令が債務者に送達されず⁽³¹⁾、情報提供命令に対する債務者の執行抗告及び執行異議は認められていない⁽³²⁾。したがって、同手続にかかる情報提供命令は、直ちに確定し、その効力を有することとなる。この2点目の特殊性も同様に、同手続では密行性の要請が高いことから基礎づけられている⁽³³⁾。もっとも、手続の開始や終了を直ちに債務者が了知できないことの帰結として、執行債権の時効完成猶予効及び更新効という実体法上の効果についても、債務者が了知しない間に発生する余地を認めることとなる。法制審において、この点をも考慮して議論がなされていたかは、必ずしも明らかではない⁽³⁴⁾。

なお、第三者からの情報提供があった場合、執行裁判所は、債務者に対し、情報提供通知をしなければならない（法208条2項）。そのため、預貯金債権等に関する情報取得手続において、債務者は、情報提供通知を受けた時にはじめて、情報提供命令が発令されたこと、第三者が自己の預貯金債権等に関する情報を執行裁判所及び債権者へ提供したことを知ることとなる。裁判所が通知をする時期につき明文の定めはないが、債務者の財産の隠匿を防止するため、東京・大阪両地方裁判所では、執行裁判所に情報提供書が提出されてから1か月以上が経過した後に、債務者への情報提供通知を行っているようである⁽³⁵⁾⁽³⁶⁾。

III 預貯金債権等に関する情報取得手続と消滅時効の時効障害

1 問題の所在

第三者からの情報取得手続が導入された経緯及び同手続の枠組みについては、前述の通りである。そして、同手続の導入に伴って民法148条1項4号が改正され、同手続が時効障害事由に当たることが明らかとなった。しかし、預貯金債権等に関する情報取得手続には、債務者が手続に関与せず、手続の開始・終了を了知しないという点で、民事執行の他の手続にはみられない特殊性がある。この特殊性に照らすと、預貯金債権等に関する情報取得手続が利用された場合に、執行債権に完成猶予・更新の効果を当然に認めてよいかについては、なお議論を要すると思われる。

この問題意識を敷衍するため、はじめに、民法（平成29年法律第44号による改正前のもの、以下「改正前民法」という。）における時効障害制度及び平成29年の民法改正により改められた時効障害制度を概観する。

2 債権法改正と時効障害制度

（1）改正前民法における時効障害制度

ア 時効中断の意義

改正前民法において、時効障害は、「中断」と「停止」とに整理されていた。一般に、時効の中断とは、時効の進行中に法定の中断事由が発生した場合に、それまでの時効期間の経過が効力を失い、新たに時効期間を進行させることと説明される。⁽³⁷⁾ もっとも、時効の中断には、時効期間をリセットし、新たに進行させる確定的中断効（改正前民法157条）のほか、前述の説明には必ずしも表れていないものの、時効が完成すべき時が到来しても時効の完成が妨げられるという暫定的中断効が認められると解されていた（改正前民法153条）。⁽³⁸⁾

イ 時効中断の根拠

改正前民法147条は、法定の時効中断事由として、「請求」（同1号）、「差押」（阪大法学）74（6-132） 1520 [2025.3]

預貯金債権等に関する情報取得手続と消滅時効（1）

え、仮差押え又は仮処分」（同2号）及び「承認」（同3号）を掲げていたところ、伝統的学説においては、これらの事由がなぜ時効の中止事由に該当するのかにつき、権利行使説と権利確定説との争いがみられた。しかし、改正前民法の学説においても、いずれかの見解に依拠して時効中断の根拠を説明することは難しいとの認識が、次第に有力となっていたようである。⁽³⁹⁾⁽⁴⁰⁾⁽⁴¹⁾⁽⁴²⁾

ウ 裁判上の催告の法理

改正前民法149条は、裁判上の請求がなされたとしても、訴えが却下されたとき又は訴えの取下げがあったときには、裁判上の請求による時効中断効が失われるとしていた。なお、この場合でも、裁判上の請求が催告（改正前民法153条）に該当するならば、訴え提起時から6か月以内に同条所定の措置を講ずることで、時効中断効を維持することができる。しかし、訴え提起時から訴えの取下げや訴え却下判決がなされるまでに既に6か月を経過している事案では、権利者がこのような措置を講ずることは期待できず、結果として、時効中断の効果は発生しないこととなる。かかる帰結は、権利者に著しい不利益をもたらすこととなるため、判例は、いわゆる裁判上の催告の法理を認めることで、権利者の救済を図っている。裁判上の催告の法理とは、訴えが取下げや却下などにより終了したことで時効中断効が失われる場合であったとしても、訴訟における権利者の権利主張に催告の効果を認めつつ、訴訟係属の間は当該催告が継続していたとみなすものである。この法理が適用できる場合、権利者は、訴え提起時ではなく、訴えの取下げや却下のあった時から6か月以内に改正前民法153条所定の措置を講ずることで、時効中断効を維持することができる。⁽⁴³⁾⁽⁴⁴⁾⁽⁴⁵⁾

（2）現行民法における時効障害

時効法にかかる諸規定については、平成29年の民法改正によって、大幅な刷新が行われている。したがって、改正点は多岐にわたるところ、時効障害制度に関連するものとして、以下の点があげられる。

論 説

ア 時効の完成猶予効及び更新効の意義

第一に、改正前民法における時効の「中断」及び「停止」という概念が、時効の「更新」及び「完成猶予」という概念に再構成された点である。⁽⁴⁶⁾改正前民法の「中断」という概念は、その中に確定的中断効と暫定的中断効という異なる効果が併存していたことから、その意味内容が理解しにくいことが指摘されていた。そこで、「中断」は、その効果の内容をイメージしやすい「完成猶予」と「更新」という概念に再構成された。⁽⁴⁷⁾裁判上の請求（現行民法147条1項1号）を例にとると、訴えの提起により、訴訟が終了するまで権利の時効は完成しないとの効果が発生する（時効完成猶予効：同1項柱書）。そして、判決が確定し、当該判決により権利の存在が確定された時に、当該権利の時効期間が新たに進行を始める（時効更新効：同2項）。

イ 裁判上の催告の法理の明文化及びその適用範囲の拡張

第二に、裁判上の催告の法理が明文化された点をあげることができる。すなわち、現行民法147条1項柱書かっこ書は、裁判上の請求等が訴えの取下げや却下などにより終了した場合、当該取下げや却下の時から6か月を経過するまで権利の時効は完成しない旨定めている。加えて、同148条1項柱書かっこ書は、民事執行が取下げ等によって終了した場合にも、同様の効果を認めている。この点、改正前民法下では、民事執行の申立てによって裁判上の催告の法理に基づく暫定的中断効が認められるかにつき、肯定する見解と否定する見解とが対立していたところ、判例は、これを否定していた。⁽⁴⁸⁾したがって、現行民法は、同法理を明文化したことに加えて、同法理の適用範囲を従前より拡張したとの評価が可能である。

ウ 時効障害の根拠

前述のように、改正前民法下の学説では、時効中断の根拠につき、権利行使説と権利確定説との争いがみられた。⁽⁵⁰⁾この議論を補助線として現行民法の時効障害制度を眺めるならば、時効の完成猶予効は権利行使説に、時効の更新効は権利確定説に親和的であると評価することが許されるであろう。現行民法は、

預貯金債権等に関する情報取得手続と消滅時効（1）

権利行使の意思を明らかにしたと評価できる事実が生じた場合を完成猶予事由に、権利の存在につき確証が得られたと評価できる事実が生じた場合を更新事由に割り当てているとの説明も、このような評価を前提としているように思われる。

これに対し、とりわけ時効の完成猶予効の根拠につき、裁判上の催告の法理の明文化という観点からの基礎づけを試みる見解も存在する。すなわち、従来、同法理が念頭に置いていた手続の取下げや却下の局面のみならず、手続が適法に開始し、その目的を終えて終了する局面での時効の完成猶予効（現行民法147条1項柱書、同148条1項柱書、同149条柱書）についても、裁判上の催告の法理を用いて説明する見解である。論者は、そのような説明の根拠として、平成29年の民法改正時における議論を参考する。⁽⁵⁷⁾もっとも、裁判上の催告の法理の意義に照らすと、手続が奏功しない場合の時効完成猶予効（同法147条1項柱書かっこ書等）は同法理が明文化されたものであるとの説明は受け入れやすい一方、同かっこ書以外の想定する、手続が奏功した場合の時効完成猶予効については、同法理を明文化したとはいえないのではないかとの疑義が生じうる。しかし、このような疑義に対し、論者は、裁判上の催告の法理の理論的な根拠に立ち返ることで、応答するようである。一般に、裁判上の催告の理論的な根拠は、訴えの提起があった場合には、一個の催告が、訴訟係属の間継続していると解しうる点に求められる。⁽⁵⁸⁾そうだとすると、同法理は、手続の終了の態様にかかわらず、時効の完成猶予効の基礎を提供しうるといえる。すなわち、訴え提起の時に裁判上の請求の効果としての時効中断効を認めていた改正前民法の下では、訴えが取下げや却下などにより終了し、この中断効が失われるまで、裁判上の催告による訴訟係属中の暫定的中断効は顕在化しなかった。しかし、時効中断効が廃止され、完成猶予と更新とに再構成された現行法の下では、訴え提起時に裁判上の催告に基づく時効の完成猶予効が直ちに生ずる。これが、時効の完成猶予効の理論的根拠であると説明することとなる。⁽⁶⁰⁾

このように、学説においては、時効の完成猶予効の根拠についての理解、特に、現行民法が裁判上の催告の法理を明文化したというときの、その明文化が時効完成猶予効を規律する程度にかかる理解につき、差異がみられることが確

論 説

認できた。そして、この差異は、時効の完成猶予効の発生要件や発生時期にかかる解釈に対して、影響を及ぼす余地がある。すなわち、手続が奏功しない場合のみならず、手続が奏功した場合の時効完成猶予効も裁判上の催告の法理と密接に関連すると解するならば、時効完成猶予効の発生要件が催告の要件に近接する、換言すると、債権者の権利行使の意思を、債務者が了知していることが求められることになる。これに対し、裁判上の催告の法理は手続が奏功しない場合の時効完成猶予効のみを規律すると解して、手続が奏功した場合の時効完成猶予効の根拠につき、なお権利行使説の発想を推し進めるならば、時効完成猶予効の発生要件としての権利行使とは、権利者が、司法機関によってその権利の確定を相手方に強制的に承認させるような手続を利用する意思を示すことで足りるとも解しうる。⁽⁶¹⁾

3 時効障害制度と民事執行

時効障害制度の総論的な検討を基に、次に、民事執行と時効障害制度にかかる議論の概観に移る。ここでも、改正前民法の下での議論状況を取り上げたうえで、現行民法の下での議論の検討へと進む。

（1）改正前民法における時効の中斷と差押え

ア 差押えの時効中断事由該当性

改正前民法147条2号は、「差押え」を時効中断事由とする旨、定めていた。⁽⁶²⁾ では、差押えが、時効中断事由に該当することの根拠は何か。この点、権利行使説の論者は、差押えは債務名義に基づいて行われる最も強力な権利実現行為であること、債務名義が確定判決であったとしても、その権利の時効期間は判決確定の時から新たに進行を始めるため、時効を中断させる他の手段が必要であることを、論拠とする。他方で、権利確定説の論者は、差押えによる時効中断効は、差押えそれ自体に基礎づけられるのではなく、「差押えにはじまる執行手続が取り消されることなく続行されることによって」基礎づけられると説明する。⁽⁶³⁾ ⁽⁶⁴⁾

以上の両見解を比較すると、差押えが時効中断事由となることにつき説明の

預貯金債権等に関する情報取得手続と消滅時効（1）

仕方には相違があるものの、差押えの発効が時効中断効の要件であると解していたことにつき相違はないと思われる。この帰結は、差押えが権利者の請求により又は法律の規定に従わぬことにより取り消されたときは、時効中断の効果は生じない旨規定していた改正前民法154条の解釈からも、当然に導かれうる。⁽⁶⁵⁾ そして、改正前民法下の判例も同様に、原則として、差押えの発効を時効中断効の要件と解していたと思われる。⁽⁶⁶⁾

イ 差押えによる時効中断効の発生要件及び発生時期

改正前民法下の学説及び判例が、差押えがあることを時効中断効発生の要件と解していたとしても、差押えがあった時に時効中断の効果が発生すると解していたわけではないことに注意を要する。時効中断効の発生要件とその発生時期とは、別異の問題であるためである。では、差押えによる時効中断の効果は、どの時点で発生すると理解されていたか。判例は、強制執行の申立てがあった時に時効中断効が発生する旨、判示していた。⁽⁶⁷⁾ 改正前民法147条2号が差押えを時効中断事由とするのは、それにより権利を行使したといえるためであるとの認識を前提とすると、権利者が法定の手続に基づく権利の行使にあたる行為に出たと認められる時期とは、強制執行の申立てをした時であるため、その時を時効中断効の発生時期と解したものと考えられる。なお、前述のように、差押えの発効が時効中断効の発生要件であることから、判例は、適法な申立てがあつたものの強制執行の申立ての取下げにより差押えがなされなかつた場合、⁽⁶⁸⁾ 当該申立てによって生じた時効中断の効力は遡及して消滅すると解していた。⁽⁶⁹⁾

改正前民法下の学説も、差押えの発効が時効中断効の発生要件であること及び時効中断効の発生時期は申立時であることという認識を、判例と共有していたと思われる。⁽⁷⁰⁾ しかし、申立ての取下げがあった場合の処理につき、不動産執行については、判例の理解と異なる言説も確認できる。⁽⁷¹⁾ すなわち、判例は、申立時に時効中断効が発生し、申立ての取下げにより時効中断効が遡って消滅する、換言すると、差押えが効力を生じないことを解除条件とする時効中断効を觀念している。これに対し、学説の一部、特に手続法学説は、不動産執行に限り、差押えが発効したことを条件として、申立時に遡って時効中断効が発生す

論 説

ると解していた。⁽⁷²⁾つまり、差押えの発効を停止条件とし、申立て時にその効力が発生する時効中断効を観念していたといえる。⁽⁷³⁾

（2）現行民法における時効の完成猶予効と民事執行

ア 現行民法の規定の編成

改正前民法は、時効中断事由を掲げる同147条に代表されるように、時効障害事由ごとに規定を編成していた。これに対し、現行民法は、時効の中止を時効の完成猶予及び更新に再構成したうえ、当事者及び関係者間で生じた事由の類型ごとに規定を編成している。⁽⁷⁴⁾民事執行につき、現行民法148条1項柱書は、同各号に掲げる事由が終了するまでの間は、時効が完成しないとする。これにより、改正前民法では、時効中断事由に該当するか否かが必ずしも明らかではなかった形式競売及び財産開示手続が、時効の完成猶予事由であることが明白となっている（同3、4号）。⁽⁷⁵⁾また、申立ての取下げ等によって手続が終了した場合にも、その終了の時から6か月の間は時効が完成しないこと（同1項柱書かっこ書）⁽⁷⁶⁾は、前述の通りである。

イ 民事執行の完成猶予事由該当性の根拠

現行民法が時効の完成猶予及び更新という概念を新たに導入し、当事者及び関係者間で生じた事由の類型ごとに時効障害制度の規定を編成したことから、現行民法の時効障害制度の下で、どのような事由に完成猶予や更新の効果を認めるべきかが問題となる。⁽⁷⁷⁾ここでは、時効完成猶予効の根拠につき、裁判上の催告の法理との関連を強調する見解とそうでない見解とが存在することを考慮する必要がある。後者の見解による場合、従来の権利行使説におけるのと同様の説明をすることで、民事執行に時効の完成猶予効を付与することを根拠づけることが可能である。

これに対し、前者の見解による場合、民事執行のように訴訟係属を前提としない手続に時効の完成猶予効を付与することをどのように説明するかにつき、さらなる理由づけを要する。この点につき、平成29年の民法改正時における議論での以下の所説を援用することによって、説明がなされている。すなわち、

預貯金債権等に関する情報取得手続と消滅時効（1）

民事執行の申立ての中にも義務者への権利行使の意思が包含されていること、義務者への通知等により催告がなされたとみなしうること、手続の進行中に時効障害のための措置を別途講ずることを要求するのは酷であることから、当該手続の進行中は権利行使の意思も継続していると考えるべきであり、民事執行についても裁判上の催告としての効力を認めるべきとの所説である。⁽⁷⁹⁾つまり、現行民法148条1項柱書は、民事執行の申立てに包含されている催告が手続の期間中継続すると解することで、この申立てに裁判上の催告と同一の効力を与えるものであると説明することとなる。⁽⁸⁰⁾

ウ 民事執行による時効の完成猶予効の発生要件及び発生時期

前述のように、改正前民法では、差押えの発効が時効中断効の発生要件であること、手続の申立時に時効中断効が発生することにつき、争いはなかった。⁽⁸¹⁾他方で、現行民法148条1項は、「差押え」という文言に替えて、民事執行の各手続を完成猶予事由として掲げている。つまり、民事執行のうち差押えが予定されていない手続についても、時効障害事由の該当性が認められている。そこで、現行民法下でもなお、差押えを予定している手続につき、差押えの発効を時効完成猶予効の発生要件と解すべきか否かが問題となりうる。実際、現行民法下の文献の中には、差押えの発効が時効の完成猶予効発生の要件であることを明示せず、単に、不動産執行の申立時に時効完成猶予効が発生すると述べるにとどまるものが散見される。⁽⁸²⁾さらに、改正前民法下では、差押えを時効中断効の発生要件と解していた文献が、現行民法の下では、当該記述を削除している例もある。⁽⁸³⁾しかし、現行民法の立法者が、従来の判例及び通説と異なる見解を採用したと解する根拠は乏しい。当面は、改正前民法におけるのと同様に、少なくとも差押えを伴う手続では、差押えが効力を生じることが、当該手続の申立てに時効の完成猶予効を付与する要件であると解するのが穩当であろう。⁽⁸⁴⁾

では、時効の完成猶予効は、どの時点で発生するか。この点についても、改正前民法の判例・通説の見解を採用することが可能である。すなわち、民事執行の各手続の申立時に、時効の完成猶予効が発生すると解することとなる。もっとも、手続が奏功しない場合の時効完成猶予効の帰趨（現行民法148条1項

論 説

柱書かっこ書) については、改正前民法下の見解の相違が現行民法の下での解釈にも影響を及ぼす。従前の判例の見解に照らすと、手続が取下げ等により終了した場合には、時効の完成猶予効が遡って消滅する。これに対し、従前の学説の一部にならうと、差押えの効力が生じた時に、申立時に遡って時効の完成猶予効が発生すると解する余地が生まれる。⁽⁸⁵⁾⁽⁸⁶⁾

(3) 現行民法における時効の更新効と民事執行

ア 民事執行の更新事由該当性の根拠

現行民法148条2項本文は、同1項各号に掲げる事由が終了した時から時効が新たに進行を始めるとする。時効の完成猶予効との関係では、同2項による時効更新効の発生は、同1項の時効完成猶予効の発生を前提としていること、時効完成猶予効の終期と時効更新効の始期とが一致することを指摘することができる。⁽⁸⁷⁾ このように、時効の完成猶予効と更新効とは、緊密な関係を形成している。とはいっても、時効の完成猶予効の発生が、当然に時効更新効の発生を基礎づけるわけではない。民事執行が時効の更新事由に該当する根拠につき、時効の完成猶予効とは別異の考察を要する。

この点、現行民法は、権利の存在について確証が得られたと評価できる事実を時効更新事由に割り振るという方針を基礎に据えているとされる。そうだとすると、権利の存在を確証することを直接の目的としない民事執行が、なぜ時効の更新事由に該当するのかが問題となる。平成29年の民法改正時における議論では、民事執行手続を利用することによる権利行使の意思の表明や、その結果としての権利実現といった点を、時効更新事由該当性の根拠とする見解も存在した。⁽⁸⁸⁾ しかし、現在広く受け入れられているのは、債務者が不服申立てをせずに民事執行手続が最後まで進行したという点に、執行債権の存在の默示的な承認を見出す見解であると思われる。⁽⁸⁹⁾ そして、この説明によるならば、民事執行の終了につき時効の更新の効果を発生させる前提として、債務者に不服申立ての機会が保障されていたことを要すると解するべきであるとも思われる。⁽⁹⁰⁾⁽⁹¹⁾

イ 民事執行による時効の更新効の発生時期

民事執行による時効の更新効は、現行民法148条1項各号に「掲げる事由が終了した時」に発生する。ここで「掲げる事由が終了した時」の解釈につき、時効更新の効果は、各民事執行手続の終了時に発生するとの説明が散見される。⁽⁹²⁾しかし、民事執行がいつ終了するか、殊に手続が滞りなく進行した場合の手続の終了時についての規定は存在しないため、検討を要する。⁽⁹³⁾ ⁽⁹⁴⁾

- (1) 本稿で取り上げることがかなわない点を含め、令和元年の法改正の概要は、山本和彦「民事執行法改正の意義と概要」同監修『論点解説 令和元年改正民事執行改正』（金融財政事業研究会・2020年）2頁、中島弘雅「改正民事執行法の概要と意義・留意点・課題」中島弘雅=松嶋隆弘編著『実務からみる 改正民事執行法』（ぎょうせい・2020年）2頁などを参照。
 - (2) 第三者からの情報取得手続の導入に伴い、法「第4章」の見出しへ、「財産開示手続」から「債務者の財産状況の調査」に改められた。
 - (3) 例えば、内山衛次『財産開示の実効性』（関西学院大学出版会・2013年）62頁以下、小柳茂秀『財産開示の実務と理論』（日本加除出版・2013年）351頁以下、上原敏夫「執行法制の変革の歴史と今後の展望」同『執行手続・倒産手続の研究』（有斐閣・2023年）2頁、16頁〔初出2013年〕、三木浩一ほか「『座談会』債務名義の実効性強化に向けた展望」三木浩一編『金銭執行の実務と課題』（青林書院・2013年）333頁以下など。
 - (4) 東京地方裁判所本庁における令和5年の第三者からの情報取得事件の新受件数は、約1150件であり、そのうち約1060件を、預貯金債権等に関する情報取得事件が占めていること（吉川健治「東京地方裁判所（本庁）における令和4年・5年の民事執行事件の概要」新民事執行実務20号（2024年）40頁、53頁【表14】）、大阪地方裁判所本庁における令和5年の第三者からの情報取得事件の新受件数は、約607件であり、そのうち約9割弱を預貯金債権等に関する情報取得事件が占めていることが報告されている（野上誠一「大阪地方裁判所（本庁）における令和4年・5年の民事執行事件の概要」同54頁、63頁、67頁【表6】）。
- なお、民法等の一部を改正する法律（令和6年法律第33号）により、養育費債権に先取特権が付与され（改正民法306条3号）、この先取特権者は、債務名義がなくとも、給与債権に関する情報取得手続の申立てをすることが可能となった（改正法206条2項）。加えて、養育費等の請求権につき執行正本を有する債権者及び前述の先取特権者については、財産開示手続や給与債権に関する情報取得手続の申立てと同時に、情報が取得された債権に対する差押命令の申立てをしたも

のとみなす（改正法167条の17第1項、193条2項）との規定が設けられた（制度の概要につき、杉山悦子「手続法から見た養育費・親子交流の新たな規律」ジュリ1603号（2024年）73頁を参照）。もっとも、預貯金債権等に関する情報取得手続については、今般の改正で導入された養育費に関する新たな制度の適用がない（適用除外の理由につき、法制審議会家族法制部会「第29回議事録」（令和5年7月18日）15頁〔杉山悦子発言〕（<https://www.moj.go.jp/content/001402777.pdf>）、同・18頁〔今津綾子発言〕、同「第33回議事録」（令和5年11月14日）4頁〔向井宣人発言〕（<https://www.moj.go.jp/content/001409091.pdf>）を参照）。

また、法制審議会担保法制部会「担保法制の見直しに関する中間試案」（令和4年12月6日）33頁以下（<https://www.moj.go.jp/content/001388432.pdf>）では、普通預金債権を目的とする担保権につき、明文の規定を設けることが検討課題とされていた（詳細は、和田勝行「普通預金の担保化に関する検討課題」田高寛貴編著『担保法の現代的課題』（2021年・商事法務）48頁を参照）。しかし、現在は限定的な活用にとどまっている同制度が、一般の事業者の決済口座に対しても利用されることの弊害等が指摘され、明文化は見送られることとなった（法制審議会担保法制部会「部会資料33 担保法制の見直しに関する要綱案のとりまとめに向けた検討（5）」（令和5年9月19日）4頁（<https://www.moj.go.jp/content/001403217.pdf>）を参照）。

民法等の一部を改正する法律（令和6年法律第33号）による法改正及び担保法制の見直し後も、預貯金債権等にかかる情報取得手続に期待される役割に大きな変化はみられないと予想される。

- (5) 大久保邦彦「判批」民商法雑誌156巻2号（2020年）57頁、70頁以下は、この観点から、時効障害事由に対する債務者の了知を軽視する動きの一例として、預貯金債権等に関する情報取得手続の導入をあげている。
- (6) 青木哲「第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度の要件」山本（和）監修・前掲注(1)94頁、95頁、吉田純平「民事執行における第三者からの債務者財産に関する情報取得制度について」日本法學89巻4号（2024年）1頁、2頁以下。
- (7) 杉本和士「民事執行法改正の意義と民事法に与える影響」中島=松嶋編著・前掲注(1)136頁、146頁は、これを「情報の非対称性」と呼ぶ。
- (8) 具体的には、財産開示手続につき、①開示を強制する実効的な手段がないこと、②利用できる債務名義の種類が限定されていること、③執行不奏功要件が厳格すぎること、④過去の財産処分等の情報が開示の対象となっていないこと、⑤第三者の情報が取得できること（以上、三木浩一「わが国における民事執行制度の課題」三木編・前掲注(3)114頁、116頁以下）、⑥財産開示手続が実施された後

預貯金債権等に関する情報取得手続と消滅時効（1）

3年以内の再実施は原則として許されないこと（今井和男＝有賀隆之「改正民事執行法の概要と企業実務への影響——債務者の財産開示手続を中心に」ビジネス法務19巻8号（2019年）70頁、71頁）、等の問題点が指摘されていた。

- (9) 垣内秀介「第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度の意義」山本（和）監修・前掲注(1)34頁、37頁、中島弘雅「債務者の財産情報取得手続の現状と課題——令和元年改正民事執行法の規律を踏まえて」加藤新太郎古稀『民事裁判の法理と実践』（弘文堂・2020年）407頁、408頁以下。
- (10) ①開示を強制する実効的な手段がないことについては、正当な理由のない債務者の出頭拒否や陳述拒否などに対する罰則を強化すること（法213条1項5号・6号）、②利用できる債務名義の種類が限定されていることについては、その限定を撤廃すること（法197条1項柱書参照）が、その例である。令和元年の法改正による財産開示手続の見直しの概要は、注(1)に掲げた文献のほか、内野宗揮編著・吉賀朝哉＝松波卓也著『Q&A 令和元年改正民事執行法制』（金融財政事業研究会・2020年）14頁以下を参照。
- (11) 三木ほか・前掲注(3)361頁。
- (12) 関根久美子「実践！改正民事執行法に基づく金融機関等からの情報取得手続」金法2155号（2021年）6頁。弁護士会照会を利用することに起因するその他の問題点については、垣内・前掲注(9)39頁以下、渡部美由紀「預金債権等の差押え——民事執行法上の債務者財産情報取得手続と弁護士会照会」本間靖規古稀『手続保障論と現代民事手続法』（信山社・2022年）853頁、862頁、吉田英男「預金債権の特定とそのための情報収集手段」琉大法学99号（2018年）53頁、66頁以下などを参照。
- (13) 詳細は、青木哲「金銭執行における預金債権に関する情報の取得について」高橋宏志古稀『民事訴訟法の理論』（有斐閣・2018年）1121頁、1135頁以下、中原利明「債務者の預貯金債権等に係る情報の取得制度」山本（和）監修・前掲注(1)78頁、79頁以下、渡部・前掲注(12)855頁以下、吉田・前掲注(12)55頁以下などを参照。
- (14) 「銀行の全店舗を対象として順位付けをし、最先順位の店舗から順次予備的に後順位の店舗にある預金債権を請求債権額に満つるまで差し押さえようとする」方式をいう（中野貞一郎＝下村正明『民事執行法〔改訂版〕』（青林書院・2021年）730頁）。
- (15) 「銀行の複数店舗のうち債務者の預金額合計の最大なる店舗を不特定のまま最先順位とし、順次予備的に後順位の店舗にある預金債権を請求債権額に満つるまで差し押さえようとする」方式をいう（中野＝下村・前掲注(14)731頁）。
- (16) 全店一括順位付け方式につき、最三決平成23年9月20日民集65巻6号2710頁。

論 説

預金額最大店舗方式につき、最一決平成25年1月17日判時2176号29頁。なお、近時、第三債務者がインターネット専業銀行であった事案につき、全店一括順位付け方式での被差押債権の特定を認めた裁判例が現れている（名古屋高裁金沢支部決平成30年6月20日判時2399号33頁）。しかし、同裁判例は、被差押債権の特定にかかる前記平成23年最判の判断基準を踏襲しつつ、インターネット専業銀行の情報管理体制に着目して、被差押債権の特定性を肯定したのであって（内田義厚「預金債権の特定・再論——近時の抗告審裁判例に対する検討——」金法2105号（2019年）54頁、56頁）、平成23年最判と相反しない。したがって、第三者からの情報取得手続の必要性にかかる立法事実に特段の影響はない。

- (17) 垣内・前掲注(9)40頁。
- (18) 伊藤眞「債務者の金融資産にかかる情報を第三者から取得する制度設計のあり方——権道と正道（ius track）」同『伊藤眞古稀後著作集 民事司法の地平に向かって』（商事法務・2021年）150頁、156頁、163頁以下〔初出2017年〕。
- (19) 谷口園恵＝筒井健夫編著『改正 担保・執行法の解説』（商事法務・2004年）136頁注154、道垣内弘人ほか『新しい担保・執行制度〔補訂版〕』（有斐閣・2004年）144頁。
- (20) 当時の金融実務では、債権者がある支店を指定し、その支店に情報提供義務を課すという制度設計によるほかなかったが、このような制度だと実効性が乏しく、これを導入する意義が認められなかったようである（道垣内ほか・前掲注(19)145頁）。
- (21) 谷口＝筒井編著・前掲注(19)136頁注154。
- (22) 青木・前掲注(6)100頁。渡邊涼介「民事執行法改正とプライバシー・営業秘密」中島＝松嶋編著・前掲注(1)42頁も参照。
- (23) 内野編著・前掲注(10)55頁。
- (24) 中原利明「改正民事執行法と金融実務——金融機関に対する情報提供命令への対応——」金法2129号（2020年）30頁、36頁。
- (25) 垣内・前掲注(9)42頁。第三者の情報提供義務の理論的根拠やその性質につき、青木・前掲注(6)100頁、山木戸勇一郎「第三者からの債務者財産情報の取得について——情報保護義務と情報提供義務」中島弘雅＝内田義厚＝松嶋隆弘編著『改正民事執行法の論点と今後の課題』（勁草書房・2020年）156頁、158頁以下を、制度の対象となる第三者及び情報の内容につき、勅使川原和彦「第三者からの情報取得のための手続」山本（和）監修・前掲注(1)120頁、121頁以下を参照。
- (26) 預貯金債権等に関する情報取得手続の流れについては、今井和男＝太田秀哉編著『令和元年改正民事執行法 実務解説 Q & A』（商事法務・2020年）45頁のチャートを、同手続の要件については、青木・前掲注(6)101頁の表を参照。

預貯金債権等に関する情報取得手続と消滅時効（1）

- (27) 内野編著・前掲注(10)73頁以下、96頁以下。
- (28) 法206条2項は法205条を準用するところ、預貯金債権等に関する情報取得手続につき定める法207条には、このような規定が存在していない。
- (29) 内野編著・前掲注(10)134頁以下。加えて、陳述催告制度（法147条）を例に、預貯金債権を差し押さえるための一般的要件を具备していれば、金融機関が債務者に対し守秘義務を負う実質的な理由が失われるとの理由もあげられている（内野編著・前掲注(10)135頁注、内田義厚「債務者財産開示制度の実効性の向上」中島ほか編著・前掲注(25)51頁、67頁）。この理由づけに対する批判は、阿多博文「令和元年改正後の実務の状況及び令和5年改正への準備とその他改正について」法律のひろば77巻2号（2024年）39頁、45頁注20を参照。
- (30) なお、預貯金債権等に関する情報取得手続においても、執行不奏功要件は免除されておらず（法207条1項本文、205条1項各号）、債務名義の正本等の債務者への送達（法29条）など、執行開始の一般的要件も要求される。例えば、東京高決令和3年4月27日金法2180号74頁は、条件成就執行文が債務者へ送達されていないことを理由に預貯金債権等に関する情報取得手続の申立てを却下した原審の判断を維持している。そのため、ここでの密行性は完全なものではないことに留意を要する。
- (31) 預貯金債権等に関する情報取得手続において、執行裁判所の情報提供命令は、申立て人と金融機関のみに告知される（規則188条）。
- (32) 法207条は、情報提供命令の正本を債務者に送達する旨定める法205条3項及び情報提供命令に対し執行抗告を許容する同4項を準用していない。また、債務者が情報提供命令の発令を了知するのは、通常、手続の終局後、情報提供通知がされた時であるから、執行異議についても異議の利益を欠く（内野編著・前掲注(10)136頁以下）。
- (33) 内野編著・前掲注(10)136頁。その帰結として債務者が被る不利益の評価につき、勅使川原・前掲注(25)130頁以下、西川佳代「債務者の財産状況の調査」早稲田大学法務研究論叢6巻（2021年）108頁、124頁以下を参照。
- (34) 第三者からの情報取得手続との関係で消滅時効に言及する唯一の例外が、法制審議会民事執行法部会「第1回議事録」（平成28年11月18日）10頁以下〔道垣内弘人発言〕（<https://www.moj.go.jp/content/001252520.pdf>）である。
- (35) もっとも、第三者から提供された情報をもとにして債権差押命令が申し立てられた場合には、債権差押命令の送達が情報提供通知に先行することもある。
- (36) 内野宗揮=剣持淳子編著『令和元年改正民事執行法制の法令解説・運用実務〔増補版〕』（金融財政事業研究会・2021年）151頁〔剣持淳子・補訂 柏戸夏子〕。なお、この運用は、第三者からの情報取得手続の類型を問わず共通しているよう

論 説

である（中村さとみ＝歟持淳子編著『民事執行の実務 債権執行・財産調査編（下）〔第5版〕』（金融財政事業研究会・2022年）457頁）。

- (37) 我妻栄『新訂 民法総則（民法講義I）』（岩波書店・1965年）457頁。これに対し、時効の停止とは、権利者が時効中断措置を講ずることが困難な場合に、その事情の消滅後一定期間が経過するまで、時効の完成を猶予することを指す（我妻・同474頁以下、四宮和夫『民法総則〔第4版補正版〕』（弘文堂・1996年）319頁以下）。時効の「停止」とあるが、時効期間の進行それ自体が止まることを意味するのではない。
- (38) 筒井健夫＝村松秀樹編著『一問一答 民法（債権関係）改正』（商事法務・2018年）44頁。確定的及び暫定的中断効との用語法は、大久保・前掲注(5)62頁及び同文献が引用する伊藤進『民事執行手続参加と消滅時効中断効』（商事法務・2004年）を参照した。
- (39) 権利者が権利を行使した以上、時効の基礎となる事実状態の永続が破られるごとに、時効中断の根拠を求める見解である（我妻・前掲注(37)457頁以下など）。
- (40) 権利が公権的に確定されると、権利の消滅や不存在の蓋然性がなくなることに時効中断の根拠を求める見解である（川島武宜『民法総則』（有斐閣・1965年）473頁以下、星野英一『民法概論I（序論・総則）』（良書普及会・1971年）259頁以下など）。
- (41) 詳細は、松久三四彦「時効学説の展開と現状」同『時効制度の構造と解釈』（有斐閣・2011年）114頁、139頁以下〔初出1984年〕、森田宏樹「裁判外紛争解決手続に対する時効中断効の付与」平井宜雄古稀『民法学における法と政策』（有斐閣・2007年）127頁、130頁などを参照。松久・同139頁以下は、時効制度の存在理由にかかる対立と、時効障害の根拠にかかる対立との連関を指摘する。さらに、大村敦志『広がる民法5』（有斐閣・2020年）62頁以下は、時効制度の存在理由論の対立の背後に、主要学説の法解釈論の対立の図式を観測する。
- (42) 四宮・前掲注(37)312頁以下、山本敬三『民法講義I 総則〔第3版〕』（有斐閣・2011年）574頁など。
- (43) 最大判昭和38年10月30日民集17巻9号1252頁など、確立した判例法理となっている。
- (44) 本段落につき、我妻・前掲注(37)466頁以下、四宮・前掲注(37)315頁以下を参照した。
- (45) なお、裁判上の催告の法理には、本文にて記載した機能のほか、訴訟物となっていない請求権につき暫定的中断効を付与するなど、裁判上の請求の客観的範囲を拡張する機能も認められることが指摘されている（債権法研究会編『詳解 債権法改正』（金融財政事業研究会・2017年）35頁〔石井教文〕など）。明示の一部（阪大法学）74（6-146） 1534〔2025.3〕

預貯金債権等に関する情報取得手続と消滅時効（1）

請求訴訟にて、訴訟物となっていない残部につき裁判上の催告の効果を認めるための要件を明らかにした最判平成25年6月6日民集67巻5号1208頁を参照。

- (46) 時効障害制度に関する改正の経緯についての詳細は、須藤典明「時効の完成猶予・時効の更新」鎌田薰=加藤新太郎=松本恒雄編『債権法改正講座 第1巻 総論・総則』（日本評論社・2024年）302頁、303頁以下を参照。
- (47) 筒井=村松編著・前掲注(38)44頁。また、改正前民法の「停止」も、その効果、すなわち、時効期間の進行を止めるのではなく時効の完成を猶予させるという効果の内容を端的に表す「完成猶予」という概念に再構成された。このように、改正前民法の暫定的中断効と停止とをいずれも「時効完成猶予効」と位置づけた結果、「時効完成猶予効」概念には、権利行使に起因する類型と、権利の行使が困難であることに起因する類型とが存在することになる（平野裕之『新債権法の論点と解釈〔第2版〕』（慶應義塾大学出版会・2021年）69頁以下、松久三四彦「時効（2）——時効障害」潮見佳男ほか編『詳解 改正民法』（商事法務・2017年）85頁以下など）。なお、本稿の関心事は、民事執行、とりわけ預貯金債権等に関する情報取得手続と時効障害との関係であるため、以下では、権利行使型の時効完成猶予効のみを念頭に置いて論を進める。
- (48) 判決でその存在が確定された権利の時効期間は、時効期間に関する他の規定の存在にかかわらず、10年である（現行民法169条1項）。
- (49) 潮見佳男『民法（債権関係）改正法の概要』（金融財政事業研究会・2017年）38頁、平野（裕）・前掲注(47)70頁以下、松久・前掲注(47)85頁以下など。
- (50) 改正前民法154条1項は、差押えが、「権利者の請求により又は法律の規定に従わないことにより取り消されたときは、時効の中止の効力を生じない」と規定していた。そこで、裁判上の請求におけるのと同様の問題意識から、民事執行についても、裁判上の催告の法理に基づく暫定的中断効を付与することができるか否かが議論されていた。詳細は、伊藤（進）・前掲注(38)73頁以下を参照。
- (51) 最二判平成8年9月27日民集50巻8号2395頁。
- (52) 酒井廣幸『〔民法改正対応版〕時効の管理』（新日本法規・2019年）218頁以下。なお、現行民法148条1項柱書かっこ書は、「申立ての取下げ又は法律の規定に従わないことによる取消しによってその事由が終了した場合」と定めるところ、「法律の規定に従わないことによる取消し」の意義は必ずしも明らかではない。この文言にかかる議論は、松岡久和ほか編『改正債権法コメントール』（法律文化社・2020年）143頁以下〔香川崇〕を参照。
- (53) III 2 (1) イを参照。
- (54) 中田裕康ほか著『講義 債権法改正』（商事法務・2017年）34頁以下〔中田裕康〕、平野（裕）・前掲注(47)69頁。その結果、どちらか一方の説明に依拠して現

論 説

行民法の時効障害制度を説明しきるのは困難であり、多元的な理解を要すると理解することになろう。

- (55) 潮見・前掲注(49)37頁、佐久間毅『民法の基礎1 総則〔第5版〕』(有斐閣・2020年) 418頁以下。
- (56) 大久保・前掲注(5)66頁以下、松岡ほか編・前掲注(52)130頁〔香川〕、大久保邦彦「法解釈方法論から見た改正債権法」松久三四彦古稀『時効・民事法制度の新展開』(信山社・2022年) 249頁、256頁以下など。
- (57) 以下、「手続が奏功した場合の時効完成猶予効」というときは、現行民法147条1項柱書等に基づく時効の完成猶予効を、「手続が奏功しない場合の時効完成猶予効」というときは、現行民法147条1項柱書かっこ書等に基づく時効の完成猶予効を指す。
- (58) なお、筒井＝村松編著・前掲注(38)48頁注2は、裁判上の請求による時効の完成猶予効と裁判上の催告との関係を否定する。この所説に対し、大久保・前掲注(56)258頁以下は、『一問一答』が「立法者の規律意図を変更しようとしている」旨、厳しく論難する。この点につき、大久保邦彦「判批」佐久間毅＝松岡久和編『判例講義 民法I 総則・物権〔第3版〕』(勁草書房・2024年) 94頁、山野目章夫「再読——『民法（債権関係）改正法の概要』」潮見佳男追悼『財産法学の現在と未来』(有斐閣・2024年) 61頁も参照。
- (59) 我妻・前掲注(37)466頁、田中永司「判解」最判解民事篇昭和38年度（1964年）266頁、271頁。
- (60) 以上、松岡ほか編・前掲注(52)130頁〔香川〕。
- (61) 改正前民法における時効中断を前提とした所説ではあるが、森田・前掲注(41)131頁以下を参照。
- (62) ここでの「差押え」には、民事執行（法1条）のうち、強制執行（法43条以下）に伴う差押えに加えて、担保権の実行としての競売（法181条以下）に伴う差押えが含まれることに争いはなかった（最二判昭和50年11月21日民集29巻10号1537頁。四宮・前掲注(37)316頁、山本（敬）・前掲注(42)582頁、内田貴『民法I 総則・物権総論〔第4版〕』(東京大学出版会・2008年) 325頁など）。他方で、形式競売（法195条）及び財産開示手続（法196条以下）と時効中断効の関係につき、改正前民法の下では、意識的に議論されたことはなかったようである（石井教文「債権法改正法案における時効障害としての民事執行」産大法学50巻3・4号（2017年）71頁、76頁）。
- (63) 我妻・前掲注(37)468頁。
- (64) 川島・前掲注(40)494頁。
- (65) この場合、裁判上の催告としての時効中断効も認められないと解されていたこと（阪大法学）74（6-148） 1536〔2025.3〕

預貯金債権等に関する情報取得手続と消滅時効（1）

- とにつき、III 2（2）イを参照。
- (66) 動産執行につき最三判昭和59年4月24日民集38巻6号687頁、不動産執行につき大決昭和13年6月27日民集17巻14号1324頁。なお、動産執行にて、執行吏が執行に着手したもの、差し押さるべき動産がなかったため差押えをせず手続が終了した事案にて時効中断の効力を認めた判例（大判大正15年3月25日民集5巻214頁）、債務者が執行債務につき差押え及び転付命令がある旨告知し、その命令正本を提出したため、執行吏が動産執行にかかる差押えを行わなかった事案にて時効中断の効力を認めた判例（大判昭和16年6月19日民集20巻1164頁）がある。
- (67) 川島・前掲注(40)497頁。大久保・前掲注(5)63頁は、「時効中断効の発生要件の問題と発生時期の問題はしばしば混同されるので、両者の区別に留意する必要がある。」とする。
- (68) 動産執行につき前掲昭和59年最判、不動産執行につき前掲昭和13年大決。
- (69) 前掲昭和59年最判。
- (70) 中野貞一郎『民事執行法〔増補新訂6版〕』（青林書院・2010年）399頁、625頁、672頁、宮脇幸彦『強制執行法（各論）』（有斐閣・1978年）77頁以下など。なお、我妻栄ほか著『我妻・有泉コンメンタル民法——総則・物権・債権——〔第8版〕』（日本評論社・2022年）315頁は、不動産執行につき、差押えの効力が生じた時に、時効中断の効力が発生すると解しているようである。
- (71) 森川さつき「判解」最判解民事篇平成31年・令和元年度（2022年）256頁、269頁注3を参照。
- (72) 中野・前掲注(70)399頁、宮脇・前掲注(70)284頁、松本博之『民事執行保全法』（弘文堂・2011年）153頁、石川明＝小島武司＝佐藤歳三編『注解 民事執行法 上巻』（青林書院・1991年）491頁〔三上威彦〕。
- (73) 学説が不動産執行の場合のみ停止条件付きの時効中断効を觀念する根拠は、それぞれの所説に照らしても、必ずしも明らかではない。なお、判例は、かつて、時効中断効の発生時期につき、動産執行の場合は、執行吏による執行行為の着手時であるとし（大判大正13年5月20日民集3巻203頁）、不動産執行における時効中断効の発生時期と理解を異にしていた。そして、学説の一部も、判例の見解に賛同していたようである（兼子一『増補 強制執行法』（酒井書店・1951年）170頁）。そうだとすると、時効中断効の発生時期につき不動産執行と動産執行とを峻別するという議論の図式が、後世の学説に何らかの形で影響を及ぼした、との仮説を立てうる。当時の議論状況につき、宮脇・前掲注(70)77頁以下、川島武宜編『注釈民法（5）総則（5）』（有斐閣・1967年）114頁以下〔川井健〕を参照。
- (74) 潮見・前掲注(49)37頁。
- (75) 他方で、配当要求や担保権者の債権届出が時効障害事由に当たるか否かは、解

論 説

私に委ねられた。この点につき、改正前民法下での議論は、伊藤（進）・前掲注(38)93頁以下を、現行民法下での議論は、松岡ほか編・前掲注(52)144頁以下〔香川〕、大久保邦彦「民法（債権関係）改正による時効障害制度の再構成——中断・停止から更新・完成猶予へ」阪大法学68卷3号（2018年）1頁、14頁以下を参照。

- (76) III 2 (2) イを参照。
- (77) 須藤・前掲注(46)316頁。
- (78) 松岡ほか編・前掲注(52)130頁〔香川〕。
- (79) 法制審議会民法（債権関係）部会「部会資料69A 民法（債権関係）の改正に関する要綱案のたたき台（4）」（平成25年10月29日）16頁以下（<https://www.moj.go.jp/content/000119882.pdf>）。
- (80) 以上、松岡ほか編・前掲注(52)130頁〔香川〕。
- (81) III 3 (1) イを参照。
- (82) 松岡ほか編・前掲注(52)145頁〔香川〕、平野哲郎『実践 民事執行法 民事保全法〔第3版補訂版〕』（日本評論社・2022年）126頁以下、中西正ほか『民事執行・民事保全法〔第2版〕』（有斐閣・2021年）140頁〔中西正〕、野村秀敏ほか『民事執行・保全』（法律文化社・2021年）107頁以下〔河崎祐子〕など。
- (83) 伊藤眞ほか編著『条解 民事執行法』（弘文堂・2019年）451頁〔杉山悦子〕及び山本和彦ほか編『新基本法コンメンタール 民事執行法』（日本評論社・2014年）135頁〔瀬田浩久〕には、差押えを時効中断効の発生要件と解していたと思われる記述が存在したものとの、これらの記述が、現行民法を取り扱う最新版では削除されている（伊藤眞ほか編著『条解 民事執行法〔第2版〕』（弘文堂・2022年）453頁〔杉山悦子〕、山本和彦ほか編『新基本法コンメンタール 民事執行法〔第2版〕』（日本評論社・2023年）141頁〔瀬田浩久〕を参照）。
- (84) これに対し、大久保・前掲注(5)66頁以下は、手続が奏功した場合の時効完成猶予効と裁判上の催告の法理との関連を肯定する立場から、現行民法148条1項に基づく時効完成猶予効の発生要件として、差押えに替えて義務者への通知・送達を要求する。
- (85) III 3 (1) イを参照。
- (86) なお、本文及び前掲注(83)で示唆したように、不動産執行につき停止条件付きの時効中断効を観念していた手続法学説が、現行民法下ではトーンダウンしている印象を受ける。中野=下村・前掲注(14)403頁を除き、現行民法の下で、停止条件付きの時効完成猶予効を観念する見解を確認することができなかつた。
- (87) 松岡ほか編・前掲注(52)146頁〔香川〕。
- (88) 前掲注(55)を参照。

預貯金債権等に関する情報取得手続と消滅時効（1）

- (89) 法制審議会民法（債権関係）部会・前掲注(79)18頁、法制審議会民法（債権関係）部会「第2分科会第1回会議議事録」26頁〔筒井健夫発言〕（平成23年12月6日）(<https://www.moj.go.jp/content/001163555.pdf>) など。立法過程の議論は、酒井・前掲注(52)359頁以下の整理に負う。
- (90) 法制審議会民法（債権関係）部会「第34回会議議事録」52頁以下〔山本和彦発言〕（平成23年11月1日）(<https://www.moj.go.jp/content/000083385.pdf>)、佐久間・前掲注(57)422頁以下。
- (91) 松岡ほか編・前掲注(52)142頁〔香川〕も、権利の存在を高度の蓋然性で証しうる形式的資料である債務名義が存在すること及び債務名義を前提にした手続が進んでいるにもかかわらず、債務者が異議を出さないまま、執行手続を最後まで進めてしまったことから推認される黙示的承認の2点を、民事執行が時効更新事由に該当することの根拠とする。
- (92) 債権法研究会編・前掲注(45)39頁〔石井〕、平野（裕）・前掲注(47)77頁、松岡ほか編・前掲注(52)146頁〔香川〕、佐久間・前掲注(55)423頁、四宮和夫＝能見善久『民法総則〔第9版〕』（2018年）468頁など。
- (93) 内田義厚「強制執行はいつ終わる？——最二小決平30・4・18と民事執行法改正要綱」金法2105号（2019年）58頁。
- (94) 第三者からの情報取得手続以外の民事執行における「掲げる事由が終了した時」の解釈につき、松岡ほか編・前掲注(52)145頁以下〔香川〕を参照。